



商業者団体向け補助金

～商業活性化総合支援事業補助金～

商店街等の売上と 来街者の増加に資する事業

●対象者・補助上限額

商業者団体：10万円
連合組織※1：30万円
連合体※2：60万円

●補助率

対象経費の1/2以内を補助

商業の活性化に資する事業

●対象者

実行委員会

※実施地域の複数の商業者が参画

●補助金

50万円を上限とし

対象経費の1/2以内を補助

補助対象経費

ちらしの作成に係る費用、企画・デザイン料、リース料、謝礼金、消耗品、備品費、会場費、イベント等に係る出演料等

※1 地区の複数の商業者団体の連合組織を指し、2つ以上の商店街が合同開催すること。

※2 市の区域内の複数の商業者団体を連合すること。

街路灯、防犯設備等 商店街の安全機能を高める 施設の新設事業

●対象者

商店街

●補助金

500万円を上限とし

対象経費の1/4以内を補助

補助対象経費

整備事業に係る工事費

街路灯の維持管理事業

●対象者

商店街

●補助金

1基あたり LED 3,000円
水銀灯 4,000円

を上限とし補助

補助対象経費

商店街等の街路灯の使用
に係る電気料金

商店街等で設置するコミュニティー施設の設置事業

●対象者

商業者団体

●補助金

50万円を上限とし

対象経費の1/2以内を補助

補助対象経費

補助対象事業に係る店舗改装等に要する工事費。

※土地購入費、工事用機械、工具等の購入費用、補助の対象建物に付属しない備品類の購入費用は除きます。

▽ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を除きます。

▽ 事業実施前に申請書類を提出し、事業実施後に報告書の提出が必要です。

▽ 補助金の予算額に到達した場合、受付を終了します。

▽ 詳しくは「寝屋川市商業活性化総合支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

▲ 注意事項

お問い合わせ・申込

寝屋川市

都市デザイン部

都市一課（総合戦略・産業立地）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-825-2409 FAX 072-825-2633

Mail toshi01@city.neyagawa.osaka.jp



中小企業者向け補助金

～中小企業経営・技術支援事業補助金～

展示会に出展するなら

1

展示会等への製品出展事業

※大阪府の補助制度もあります。

●補助上限額

1年度あたり20万円

●補助率 対象経費の1/2以内を補助

ただし、ユニーク経営賞市長賞受賞の中小企業者については、受賞日の属する年度からその翌々年度までの間は、1年度当たり**40万円**を限度とします。

補助対象経費 製品、技術又は新たに製作する展示物若しくは配布資料を展示会又は見本市（オンライン展示会を含む。）に出展するために必要となる出展料

国等の補助金を申請するなら

2

国等補助金の申請サポート事業

●補助上限額

①補助対象経費のうち、申請時に外部の専門機関等に支払う費用：10万円

②補助対象経費のうち、成功報酬として、法人又は個人に支払う費用：30万円

総額で30万円

●補助率 対象経費の1/2以内を補助

ただし、ユニーク経営賞市長賞受賞の中小企業者については、受賞日の属する年度からその翌々年度までの間は、1年度当たり**50万円**を限度とします。

補助対象経費

国又は大阪府が実施する市内中小企業者を対象とした設備投資に対する補助額が100万円以上である補助事業への申請で、外部専門機関等へ依頼する際に必要となる委託料又は報償費の必要と認められる経費

国からの補助金もあります

新事業進出補助金／ものづくり補助金／小規模事業者持続化補助金 等

▲ 注意事項

- ▽ 上記全ての補助対象経費とは、消費税及び地方消費税の額を除きます。
- ▽ 補助には要件と限りがあります。詳細はお電話または窓口でご確認ください。
- ▽ 事業実施後の申請はお受けできませんので、ご利用される方は事前にご相談下さい。
- ▽ 詳しくは「寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱」をご覧ください。

お問合せ・申込

寝屋川市

都市デザイン部

都市一課（総合戦略・産業立地）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-825-2409 FAX 072-825-2633

Mail toshi01@city.neyagawa.osaka.jp